| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第14　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| ４　高等学校等修学資金奨励費貸付金 | | | |
| 【監査の結果28】免除規定適用に関する運用の是正  【教育庁】 | 大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の免除規定適用に関する運用を是正するとともに，返還対象者とされている者に対して，資力審査の機会を与え，国の基準による免除の可否をすみやかに検討すべきである。 | ご指摘を踏まえ、免除規定適用に関する運用の是正及び国の基準による免除の可否について検討した結果、運用は現行どおりとするが、制度趣旨に則り、要返還者の取扱いについては、個々の事情等を踏まえて、引き続き丁寧に対応していく。 | 措置 |
| 【監査の結果31】適正な時効管理  【教育庁】 | 大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金について適時に時効の更新，完成猶予の措置を取るなどして，消滅時効を完成させないよう適切な債権管理をすべきである。 | 債務者に対しては、これまでも「債務承認及び分割納付誓約書」の提出などを求めてきたが、消滅時効を完成させないよう、今後も、同誓約書の取得や一部納付によって、適切な債権管理を行う。 | 措置 |